

第2章 地域を取りまく現状と課題

1 地域福祉を取りまく国の動向

- 高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱える等「複合化」しています。
- これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度等の単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことが必要とされています。
- 一方、少子高齢化・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少や福祉人材確保の困難を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。
- これらの社会構造の変化等を背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないこと等深刻化しているケースが増えています。
- 人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとものに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備等が進められています。
- 地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間等）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機等の諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転機を目指すものです。
- 厚生労働省においては、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）や、『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）（平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、その具体化に向けた改革を進めています。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】



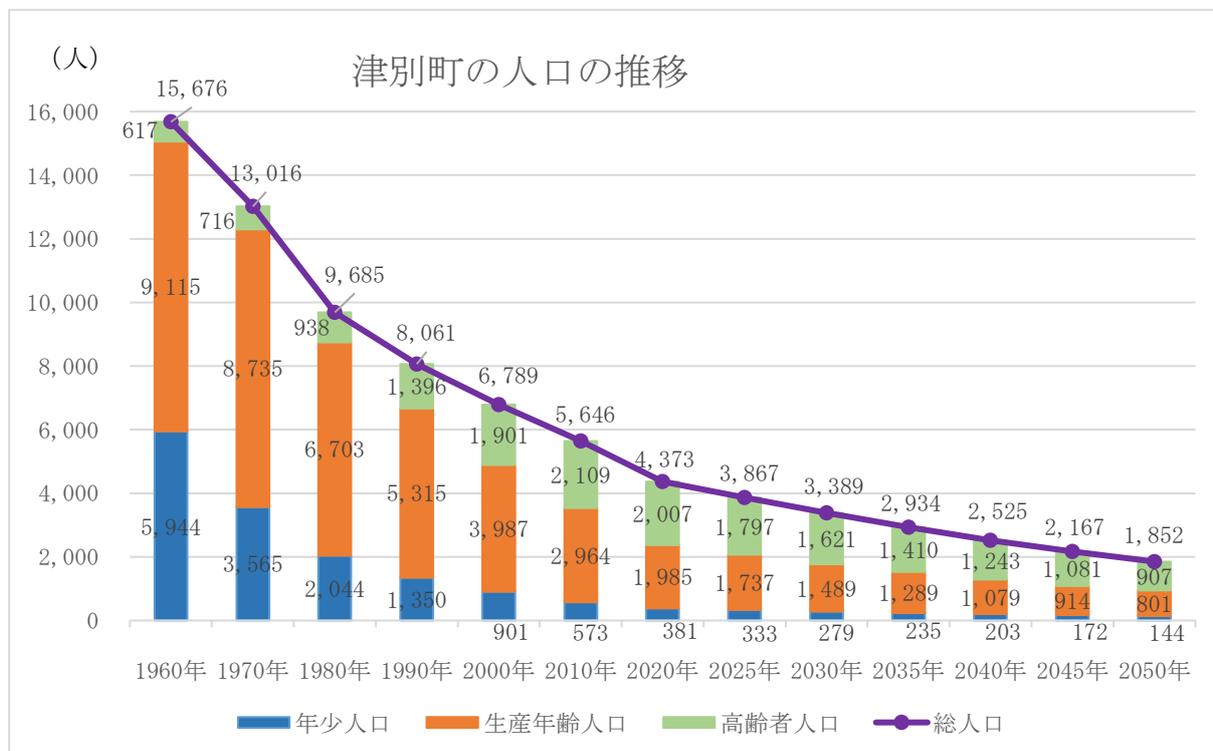
出典：厚生労働省

- 地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、2017（平成 29）年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され、2018（平成 30）年 4 月に施行されました。
- 「当面の改革工程」でも示されているとおり、地域共生社会の実現に向けて、「地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）」や「保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方」等が、今後の検討課題とされています。
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て・家庭、そして生活困窮者支援等、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置付けられています。
- 2021 年（令和 3 年）度に社会福祉法の一部改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設され、複雑化・複合化された問題に対応するため「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を構築することが求められています。

2 津別町の現状

(1) 人口の推移

津別町の総人口は、1960（昭和 35）年の 15,676 人をピークとして、1980（昭和 55）年に 1 万人を割り、2010（平成 22）年では 1960 年に比べ 1 万人減少し、近年その減少に拍車がかかっています。



出典：国勢調査及び人口問題研究所将来推計人口より

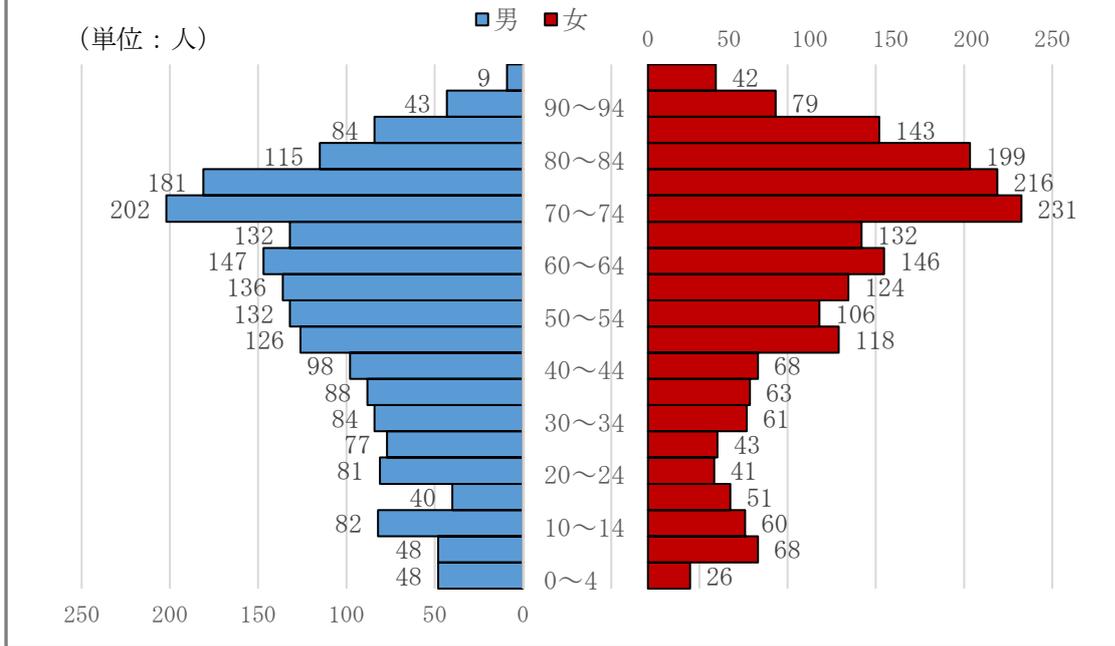
令和 6 年 12 月 31 日現在では、総人口 3,970 人となり、5 歳刻みの年齢では、男性で 70 歳～74 歳までが 202 人と多く、女性では、男性と同じく 70 歳～74 歳までが 231 人と最も多くなっています。

年少人口・生産年齢人口では、男性は 15 歳～19 歳までが 40 人と少なく、女性では 0 歳～4 歳までが 26 人と最も少なくなっています。



全町サロン交流会

人口ピラミッド（令和6年12月31日現在）



出典：令和元6年12月末津別町住民基本台帳より

津別町の平均余命・平均自立期間（令和4年度）

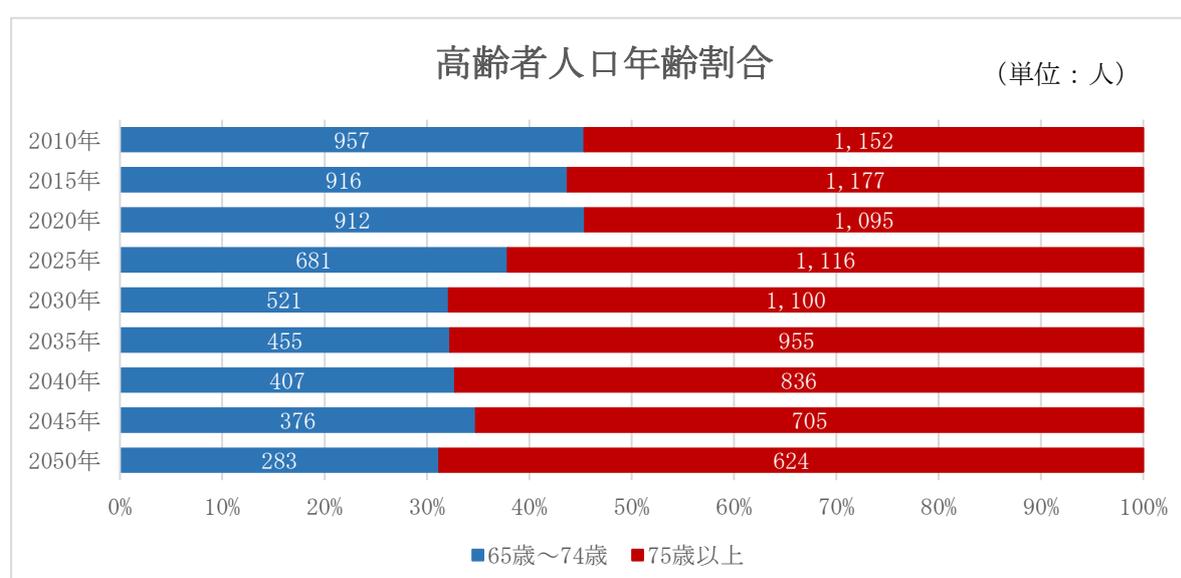
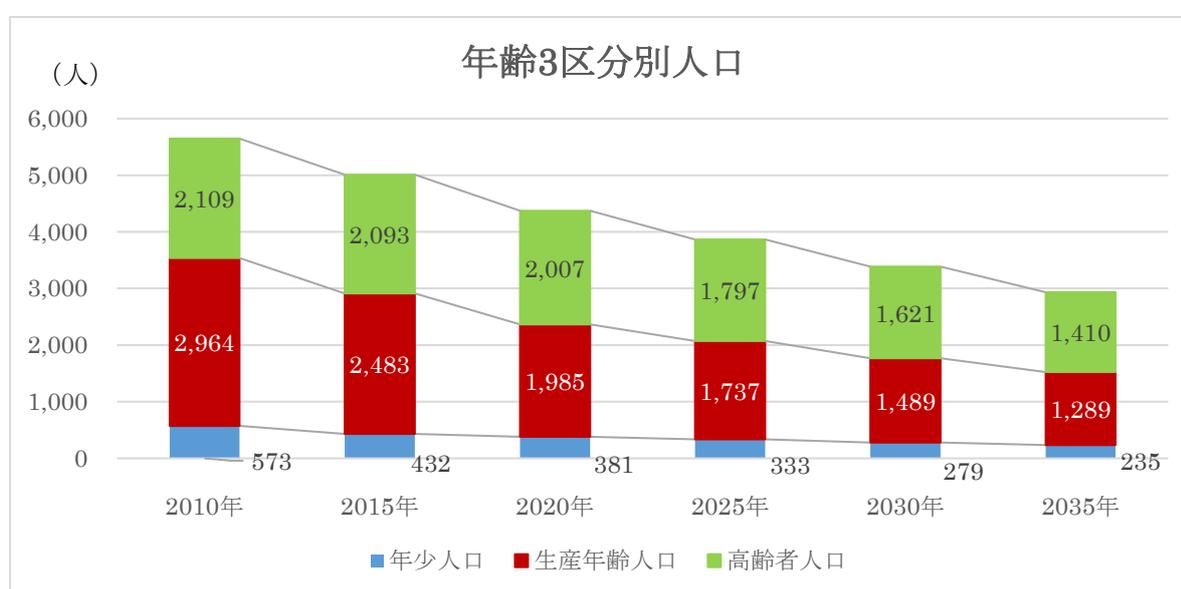


出典：津別町データヘルス計画より

(2) 少子高齢化の進行

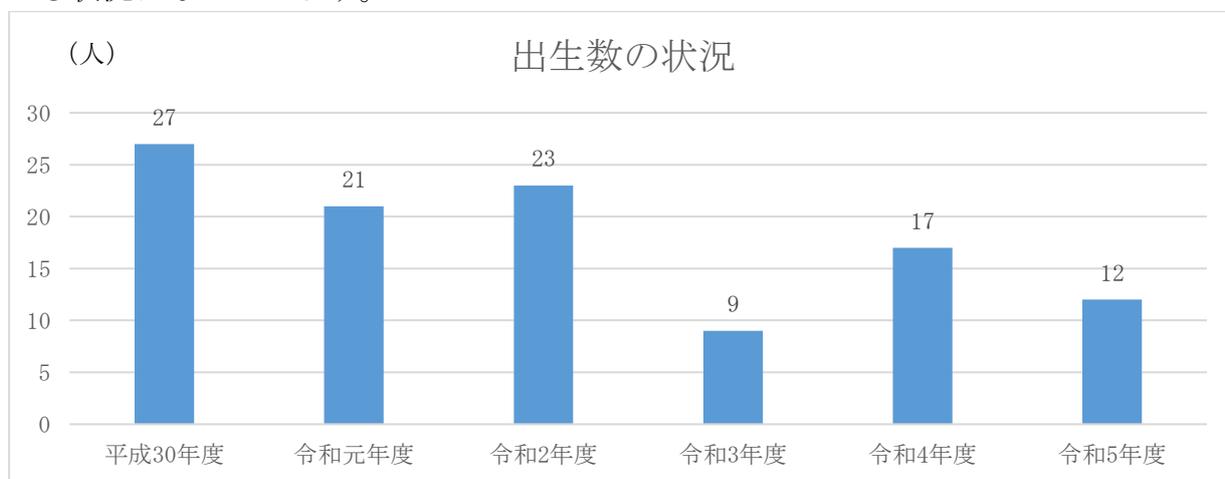
少子化傾向から、0～14歳の年少人口も一貫して減少し、2035（令和17）年には235人と推計されます。

高齢者人口は、2010（平成22）年に2,109人とピークを迎えた後、2050（令和32）年には907人と大きく減少していくことが推計されます。高齢者人口の75歳以上の割合は、2010（平成22）年には、半数を超え1,152人で、2050（令和32）年には627人となり、65歳～74歳までの人口の約2倍、高齢者人口の約7割が75歳以上となることが推計されます。



出典：国勢調査及び人口問題研究所将来推計人口より

出生数の状況では、2018（平成 30）年で 27 人をピークに、その後は減少傾向となっていて、2021（令和 3）年では、9 人と出生数が 10 人を下回る状況になっています。



出典：津別町住民基本台帳より

《今後の人口推計》

人口推計において、2025（令和 7）年と 2030（令和 12）年と比較すると、0 歳から 14 歳までの年少人口 333 人が 279 人となり 16.2%の減少になります。

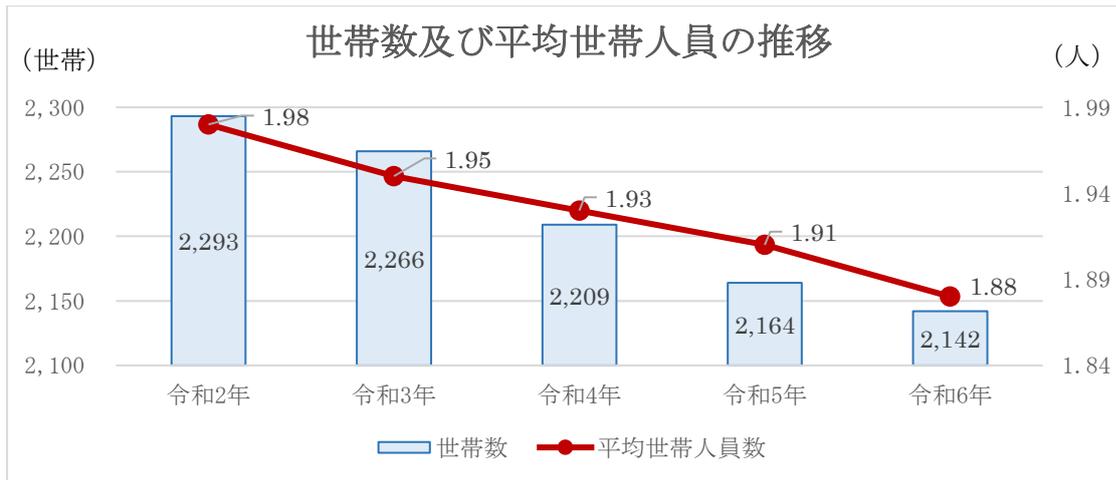
15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、1,737 人が、1,489 人で 14.3%の減少になります。

65 歳以上の高齢者については、2010（平成 22）年の 2,109 人から徐々に減少して、2020（令和 2）年から生産年齢人口が、高齢者人口を下回ることになります。

2005（平成 17）年では、高齢者人口を約 2 人（生産年齢人口と年少人口）で支えていたのが、2020（令和 2）年以降、約 1 人で支えることとなります。

（3）世帯構成の推移

令和 2 年と令和 6 年を比べると、令和 6 年は 151 世帯の減となっています。これと比例して 1 世帯当たりの人員も徐々に減少し、家族世帯の減少で高齢者の夫婦世帯や単身世帯が増えていく傾向が認められます。



| | 世帯数 | 1世帯当たりの人員 |
|------------|-------|-----------|
| 令和2年3月末 | 2,293 | 1.98 |
| 令和3年3月末 | 2,266 | 1.95 |
| 令和4年3月末 | 2,209 | 1.93 |
| 令和5年3月末 | 2,164 | 1.91 |
| 令和6年3月末 | 2,142 | 1.88 |
| 令和2年～6年の増減 | △151 | △0.10 |

出典：保健福祉課

(4) 障がい者の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、以下のとおりです。障害者手帳所持者は年々減っていますが、療育手帳の数は微増しています。

(単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者手帳 | 422 | 391 | 375 | 360 | 346 |
| 療育手帳 | 99 | 101 | 106 | 107 | 107 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 30 | 30 | 23 | 31 | 26 |

出典：各年度4月1日現在、保健福祉課

《令和6年3月31日現在の級別状況》

身体障害者手帳

単位：人

| 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|----|----|----|----|----|----|-----|
| 95 | 35 | 80 | 98 | 23 | 15 | 346 |

《令和6年12月31日現在の級別状況》

療育手帳

| A | B | 計 |
|----|----|-----|
| 36 | 72 | 108 |

出典：保健福祉課

精神障害者保健福祉手帳

| 1級 | 2級 | 3級 | 計 |
|----|----|----|----|
| 1 | 35 | 12 | 48 |

出典：保健福祉課



自立支援医療受給者証の交付状況

自立支援医療とは、精神障がい及び当該精神障がいの治療に関連して生じた病態や当該精神障がいの症状に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療が対象となります。

単位：人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自立支援医療受給者 | 69 | 73 | 65 | 74 | 71 |

出典：各年度4月1日現在、保健福祉課

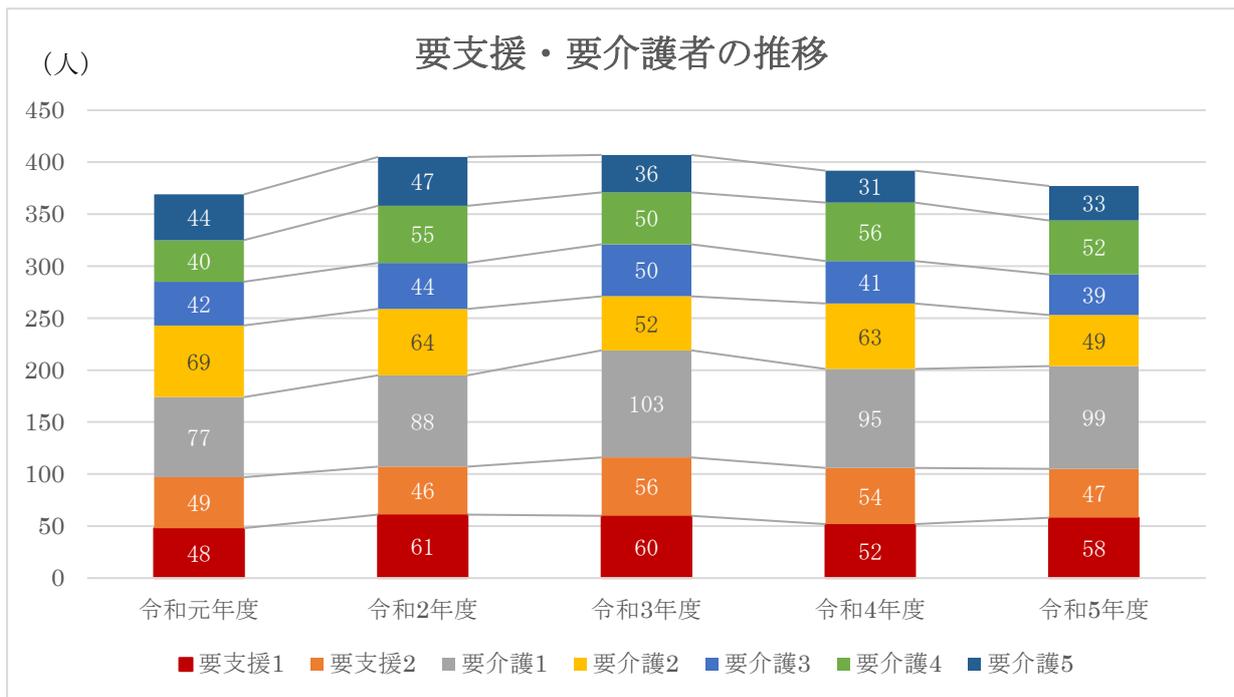
(5) 要支援・要介護者の推移

平成28年度から総合事業への移行で一時的に要支援者数は減少しましたが、ここ数年は横ばいで推移しています。一方、全体の認定者数は減少しています。

75歳以上の割合が高くなるにつれ出現率が高くなっていくことが予想され、いかに重度化させないか、予防含めて対応が求められています。



西町さわやか健康サロン



出典：保健福祉課

(6) ひきこもり者の状況

ひきこもり者の実態については、実数の把握ができていないのが現状です。

平成27年に実施した「地域におけるご近所づきあいに関する調査」では、①現時点での生活困窮者・社会的孤立者の把握、②生活困窮の状態に至るおそれのある人の把握、③地域内の支え合いの状況及び支え合い活動のしくみ、の把握が目的でした。この調査で明らかになったことの1つとして、調査対象地区の自治会内を全戸訪問してみると、想像以上に長期にひきこもりの状態にある人が多かったことです。全世帯の2.6%に相当する数であり、その数字から50名近い数と推計することができました。長期にわたりひきこもりの状態にある人は、調査地区では全員が男性で、半数以上が40歳以上であり、現時点での津別町全体の生産年齢人口に当てはめると約2%になります。8050（はちまるごーまる）問題が津別町でも起こっていることが明確になった調査でもありました。

長期のひきこもりは、社会的課題の一つであり、現在は、親が生活支援をしているものと思われます。その背景や要因も多様かつ深刻ではありますが、いずれも早期のアプローチが必要であり、また、社会的居場所づくりや多様な就労の機会等、支援のための環境整備が求められています。

現在、津別町社会福祉協議会において、ひきこもり支援の相談窓口として「いっぽサポートステーション」を運営しています。

(7) 生活保護の状況

生活保護の世帯、人数・保護率は令和4年度に増加した以降、年々下がってきて

います。

しかし、障がいにより就労が困難であることを理由に生活保護の申請をしているケースが増えてきています。

《生活保護率の推移》 (各年4月)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保護世帯数 | 57 | 54 | 59 | 58 | 54 |
| 被保護実人数 | 62 | 62 | 68 | 64 | 60 |
| 保護率(パーミル) | 13.6 | 14.0 | 15.9 | 15.0 | 14.9 |

出典：オホーツク振興局

《生活保護受給者の年代別構成》 (令和7年1月現在)

| | 男 | 女 | 計 |
|-----|----|----|----|
| 10代 | 0 | 0 | 0 |
| 20代 | 1 | 0 | 1 |
| 30代 | 0 | 0 | 0 |
| 40代 | 2 | 2 | 4 |
| 50代 | 5 | 0 | 5 |
| 60代 | 7 | 3 | 10 |
| 70代 | 5 | 8 | 13 |
| 80代 | 2 | 12 | 14 |
| 90代 | 0 | 4 | 4 |
| 計 | 22 | 29 | 51 |

出典：保健福祉課

※ただし、居住地特例の医療保護、施設入所者10名を除く

《生活保護世帯別区分》 (令和7年1月現在)

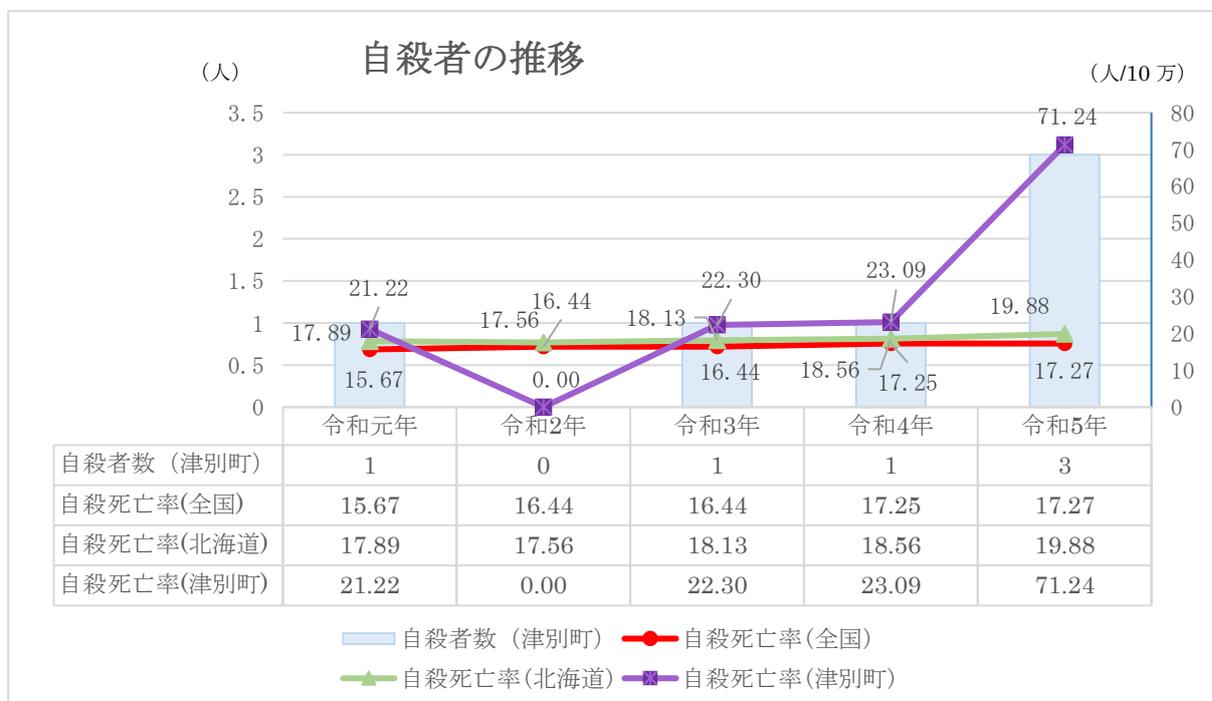
| | |
|-----------------|----|
| 高齢者独居世帯 (65歳以上) | 23 |
| 高齢者夫婦世帯 (65歳以上) | 2 |
| 障がい者世帯 | 20 |
| ひとり親世帯 | 0 |
| 医療保護 | 1 |
| その他 | 9 |
| 合計 | 55 |

出典：保健福祉課

(8) 自殺者の状況

津別町における自殺者数は、5年間で0人から3人の間を推移しています。

全国、全道と比較する場合、人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率では、令和5年の全国は17.27人、全道が19.88人に対して、津別町は71.24人と全国・全道を大きく上回っています。



出典：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

(9) 地域福祉を支える人々・団体及び推進する団体

- 地域福祉を推進する団体として、住民に一番身近な自治会があります。令和6年12月末日の世帯数は2,133世帯で、町内には49自治会があります。そのうち市街地区自治会が20自治会あり、全世帯の約80%を占めています。この構成比は5年前と変わっていません。また、50戸以下の戸数の自治会は31自治会があり、ほとんどが農村部に集中しています。このうち20戸以下の自治会が26自治会あることから、一定の自治会機能を果たしていくためには、自治会統合や圏域での取組を進めていく必要がありますが、難しい課題でもあります。
- 民生委員・児童委員の定数は、令和元年12月の改選期より26人から24人になりました。高齢化率が高い地区ほど民生委員・児童委員の役割が必要な地区ですが、人口減少により自治会役員の担い手や民生委員・児童委員のなり手が厳しい状況が続き、区域割の拡大により委員の確保を行っています。今後も75歳以下の人口が少ない状況では広範囲な受け持ちとならざるを得ない現状にあります。

- 社会福祉協議会が委嘱していた福祉委員については、市街地区自治会を中心に選任をお願いしてきましたが、見直しの必要があるものの自治会との協議が進んでいない現状です。ふれあい郵便の対象者への配布をしながらの見守り、「命のボタン」配布事業に伴う対象者の見守りや自治会内の福祉の集いの手伝い等々、自治会によって活動内容の違いはあるものの、様々な福祉活動を担っています。自治会の福祉部との関係性もあり、福祉委員については全自治会への広がりが無いのが現状です。今後、地域福祉を推進している方の拡充をしていくためにも自治会連合会や単位自治会と十分協議を進め、連携を取ることが必要となります。

社会福祉協議会に登録しているボランティアは、団体が3団体（折りづる会・絵手紙サークル・サークルぴゅあ）ですが、このほかに、登録団体ではないものの赤十字奉仕団、保護司会、更生保護女性会、老人クラブが福祉団体として活動をしています。ボランティアの育成については、社会福祉協議会が担っています。現状としてボランティアの固定化や高齢化が課題としてありますが、平成28年から始まった介護予防いきいきポイント事業により、個人ボランティアは当初150人を超える登録がありました。しかし、高齢に伴い登録者数が減少傾向にあることから、今後とも新たなボランティアの発掘と育成を図りながらボランティア活動を推進していきます。

- 町内には、住民の健康と医療・介護を支えている丸玉木材株式会社津別病院、社会福祉法人としては、地域福祉を推進する社会福祉協議会、介護・福祉事業を営んでいる恵和福祉会（特別養護老人ホーム・デイサービスセンター・居宅介護支援事業所）と津別福祉会（ケアハウス）、認定こども園を運営する夢つべつがあります。また、営利団体ではありますが介護事業を営む、株式会社ワークサポート（グループホーム）、株式会社エムリンク（小規模多機能型居宅介護事業所）が上記の社会福祉法人の他に津別の介護事業を担っています。また、障害福祉サービス事業所の株式会社びーとを含め、町主催による事業者連絡会議を毎月開催して利用状況等について情報交換しているほか、高齢者虐待防止ネットワーク会議や認知症高齢者等SOSネットワーク会議等の構成団体となり、町との連携が図られています。

このほかに、NPO法人では、障がい分野で津別町手をつなぐ育成会、北海道でこいランドと本来の事業とともに地域住民との触れ合いの場を持ち、地域福祉としての役割も担ってきています。

3 地域住民の声

- 自治会座談会は13自治会を選び、5か所で開催しました。住み慣れた地域に暮らし続けていくためには、何が必要なのか、また、この地域の強みは何か、地域の生活ニーズを明らかにし、課題解決にはどのようにしていったらよいのかを地域に住んでいる住民自らが考えることを目的として、グループごとに話し合いを持ちました。
- 5年前の自治会座談会では、交通や買い物支援に対する要望に加え、自治会で取り組んでいるサロンの開設や身近な福祉相談所の拠点活動による見守りや防災の取組に関する意見等が出されました。
- 今回も同様の課題が出されましたが、定着している回覧板を活用した声かけや見守りあいの取組や、着々と広がっているサロン等高齢者が集まる場を活用した住民同士の交流等、この5年間でより一層支え合い活動が広がっていることがうかがえました。
- 地域座談会では、それぞれの地域の「よいところ」の維持・向上、「心配・不安なところ」の改善のための方策を出し合いました。主に以下のような意見が出されました。

(1) 高齢者の元気で楽しい生活（介護予防・居場所）

現在、サロン活動等や独自に行事を行っている自治会では、地域の集まりの必要性を感じていること、また、その効果も上がっていて、見守りの場であり、みんなの元気の間になっています。地域の支え合い活動の継続について関心が高く、参加できない人への対応等模索が続いていますが、地域力の強さが感じられるようになってきています。

また、集まりの場の確保は、孤独・孤立対策にもつながっており、令和6年4月1日に施行された「孤独・孤立対策推進法」が目指す「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」をつくるために、とても重要な取組でもあります。

高齢者の集まりの場以外にも、コロナ禍を経て若い世代が盆踊りを復活させ、地域の輪が強まったり、新しくできた場を広く発信・活用する必要があるとの意見が出されています。

(2) 住まいの確保（住居の確保）

安心・安全な生活環境が望まれますが、高齢者の独居や夫婦世帯の増加により、除雪に対する不安は依然として多く聞かれます。除雪の担い手不足も危惧されていますが、自治会では交代制による除雪隊（ボランティア）を実施していたり、人材

活用センター、町の除雪サービスの利用等で在宅生活の継続につながっています。また、免許証返納等による通院や買い物等の不安が出されていましたが、移動販売車の利用や移送サービス、花バスについても関心が高く、いかにして住み続けるかについて意見が出されています。

(3) 生活支援・在宅サービスの確保

交通手段の確保については、花バスやタクシー、福祉有償運送等の利用について、継続した周知や利便性の向上等について意見が出されました。ライドシェア等他の地域での取組に関心を寄せる意見もあり、高齢化率が高い当町では、交通手段の確保は重要な取組として継続する必要があります。

買い物は、生協の宅配・移動販売を利用する方も多くいました。実際に自分の目で見て買い物をする楽しみも必要であり、移動販売車を利用して、少しでも毎回購入することで、販売車の継続を支えたいという声も聞かれました。また、市街地中心部の買い物環境が変化したことで、より交通手段の維持・確保が重要となります。

広報でいろいろな制度について周知していますが、読むということが苦手な人もいます。広報誌やホームページ、SNSに加え、公共施設や医療機関、金融機関等に設置されたデジタルサイネージも活用しながら、様々な場面、方法で情報が得られる環境を整えていく必要があります。

除雪や草刈り、ゴミ出しに関しても、高齢化する地域において大きな課題の一つでもあり、支える側の担い手の確保について全町的な課題となっています。

(4) 相談体制の確保

自治会長や民生委員・児童委員への相談から、公的な相談機関につながる事例もありますが、相談先がもっと住民の身近になるような体制が課題でもあります。

その中で、平成28年に旭町第3・活汲中央自治会の2か所に身近な福祉相談所「ぽっと」が設置され、平成30年には、豊永第3・緑町第2自治会の2か所に設置されました。地域での見守り活動や情報共有、あわせて困難事例についてのネットワーク会議へのつなぎの役割を持つ「ぽっと」の拠点数の拡大が課題としてあります。

また、高齢化が進行すると、認知症の高齢者や家族を地域で支える仕組みが重要になってきます。現在、地域包括支援センターが実施している、認知症高齢者等SOSネットワーク、徘徊高齢者捜索模擬訓練、認知症サポーター養成講座等の充実を図り、安心して暮らせる相談体制のより一層の周知、強化が必要です。

さらに、障がいを持った方やこども、子育て家庭等対象を問わず様々な課題を抱えた方が相談できることが重要です。令和3年度から取り組んでいる「重層的支援体制整備事業」や、今後設置を予定する「こども家庭センター」等の取組も充実さ

せていくことが必要です。

(5) 高齢者の実態把握について

安心して暮らせる体制づくりとして、地縁が強い地域では顔見知り同士の見守りが行われていますが、人口減少に伴い見守りが行えない地域も徐々に増えています。人口の流出入に伴う地域内の変化は、今後も続くと考え、地縁にとどまらない様々な実態把握方法を組み合わせていくことが必要です。(高齢者戸別訪問、緊急通報システム、「命のバトン」事業、ITの活用等)

○ 自治会座談会で住民の方が自ら行っていこうと出された項目

- 集まりの場に普段来ていない方でも興味を持ってもらえる内容を、集まりの活動内容に取り入れよう。
- すでに存在する地域の集まれる場を活用しよう。
- 役場や社協任せにせず、元気で自分のことができるよう、健康づくりの場に参加しよう。
- ボランティア活動について、多くの方に知ってもらうための活動をしよう。
- 日頃から住民同士、挨拶や声かけをしよう。
- タクシーや花バス、路線バス等の交通手段を活用し、今後も住み慣れた地域で生活しよう。

